

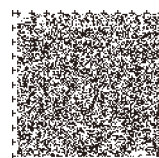
蕨市障害者計画 第4期蕨市障害福祉計画

概要版

「障害のある人とない人が、
地域でともに支え合うまち わらび」



平成27年3月



1

はじめに

みんなにあたたかいまちを目指して



このたび、障害者福祉の指針となる新たな「蕨市障害者計画」と、今後必要な障害福祉サービスの量や、それに向けた方策などを定めた「第4期蕨市障害福祉計画」を策定しました。障害者計画は、平成27年度から6年間、第4期障害福祉計画は3年間の計画期間です。

市では、これまで、障害がある方々の支援の充実を目指し、重度心身障害者医療費の窓口払い廃止の対象者拡大や、多機能型事業所「スマイラ松原」の定員拡充、更には、市有地を活用して事業者を公募し、整備を進めてきた障害者グループホームが本年4月に開設されるなど、障害者福祉の推進を図ってまいりました。

今後は、この2つの計画に基づき、計画の基本理念である「障害のある人とない人が、地域でともに支え合うまち わらび」という、みんなにあたたかいまちの実現を目指して、引き続き、鋭意努力してまいります。

平成27年3月 蕨市長 頼高英雄

2

基本理念

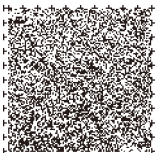
**「障害のある人とない人が、
地域でともに支え合うまち わらび」**

～すべての人が住み慣れた地域で尊厳を持って
安心して暮らせるまちづくり～

3

計画期間

「障害者計画」は、平成27年度から平成32年度までの6年間の計画期間とします。「第4期障害福祉計画」は、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画期間とします。いずれの計画も、国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。



障害者計画

4 基本方針

I ともに支え合う地域へ

II 安心して暮らせるまちへ

III 誰もが参加できる社会へ

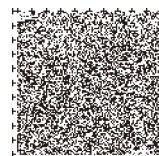
IV 地域での自立支援の充実

V まちと心のバリアフリー

5 重点施策

本計画では、本市の障害者施策をより一層推進していくため、次の5つを重点施策とし、関連事業に取り組んでいきます。

- 1 障害のある人への差別の解消と権利擁護の推進
- 2 ノーマライゼーションのさらなる推進
- 3 災害時の支援体制の充実
- 4 相談支援体制の充実
- 5 暮らしを支える生活基盤の充実と多様化



基本方針

I ともに支え合う
地域へII 安心して暮らせる
まちへIII 誰もが参加できる
社会へ

基本目標

(1) 障害者の人権の尊重

(2) 理解と交流の促進

(1) 情報提供の充実

(2) 相談体制の充実

(3) サービスの質の向上

(4) 人材の育成

(5) 安全な地域づくり

(1) 雇用・就労の促進

(2) 豊かな地域活動の促進

施策の方向

① 啓発活動の推進

② 権利擁護施策の充実

③ 各種計画等への参加の促進

① 福祉教育・学習機会の拡充

② 学習・地域交流の促進

③ ボランティア活動の推進

④ 福祉団体への支援

① 情報提供等の充実

② 情報のバリアフリー化の推進

① 各種相談体制の充実

② 計画相談支援体制の確保

① 事業者の質の向上

① 専門職員等の資質の向上

① 防犯・防災体制の整備

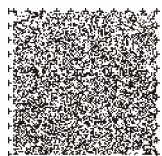
② 災害時の避難体制の整備

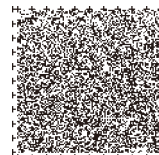
① 就労支援の整備充実

② 雇用の場の拡大

① 生涯学習の充実

② スポーツ・レクリエーション活動の充実

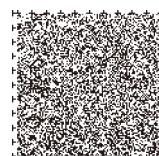




施策

●は重点施策

- 1 啓発事業の実施 2 福祉広報活動の充実
- 3 権利擁護制度の理解促進 4 ●成年後見制度の利用促進 5 関連機関との連携の促進
- 6 ●障害者虐待防止センター事業の強化 7 蕨市地域自立支援協議会権利擁護専門部会の充実
- 8 福祉サービス利用援助事業の推進
- 9 公募委員の登用 10 パブリック・コメントの実施
- 11 障害児(者)ボランティア養成講座の実施 12 中学生ワーキングウィークの実施
- 13 学校における福祉教育の充実
- 14 福祉体験パレードの実施 15 社会福祉大会、ふれあい広場の実施
- 16 社会福祉センターまつりの開催 17 高次脳機能障害地域相談会開催の支援
- 18 ●ボランティアセンターの充実 19 ●ボランティアの育成 20 ●ボランティア活動の周知
- 21 ボランティア連絡会への支援
- 22 福祉団体の活動への支援
- 23 インターネットによる情報提供の充実 24 福祉ガイドブック等の配布
- 25 相談支援事業所による情報提供体制の充実
- 26 利用者の情報研修の実施 27 情報収集の場の拡大 28 図書館事業の充実
- 29 手話・点字等の普及促進
- 30 ●相談支援事業の充実 31 各種相談機能の充実 32 ●相談支援専門員の資質の向上と情報の共有
- 33 ●特定相談支援事業の推進
- 34 情報開示の推進 35 第三者評価システムの活用 36 苦情解決体制の整備
- 37 研修機会の提供
- 38 防犯体制の推進 39 消費者被害の未然防止 40 ●地域での援護体制の整備
- 41 ヘルプカード(防災カード)などの作成 42 防災訓練への参加促進 43 FAX119の利用促進
- 44 ●緊急時の情報提供体制の充実 45 ●避難所での障害者配慮
- 46 ●福祉避難所(二次的避難所)の整備
- 47 効果的な就労支援策の検討・整備 48 就労支援事業所の確保
- 49 ●就労支援センターを中心とした就労支援の充実 50 職業相談の推進
- 51 就労障害者のフォローアップ 52 福祉施設からの一般就労への移行支援
- 53 事業主への雇用の啓発 54 市職員への雇用の促進 55 福祉的就労の場の充実
- 56 公共施設内の売店等の設置促進 57 市業務の委託の検討
- 58 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
- 59 障害のある人向け生涯学習プログラムの実施
- 60 スポーツ・レクリエーション活動への参加促進



基本方針

基本目標

施策の方向

IV 地域での自立支援の充実

(1) 地域生活を支えるサービスの充実

① 在宅福祉サービスの充実

② 意思疎通支援の充実

③ 経済的支援の充実

(2) 日中活動の場の充実

① 日中活動の場の充実

② 移動手段の確保

(3) 暮らしの場の確保

① 暮らしやすい住宅の整備

② 施設利用への支援

(4) 保健・医療との連携

① 母子保健事業の推進

② 医療・リハビリテーションの充実

③ 健康づくりの推進

(5) 療育・教育の充実

① 療育・保育環境の整備

② 特別支援教育の推進

③ 地域で支える体制の充実

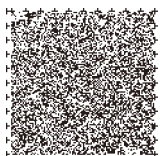
V まちと心のバリアフリー

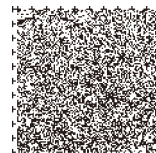
(1) あらゆる社会的障壁の解消

① 生活環境のバリアフリー化の推進

② 心のバリアフリー化の推進

③ 行政サービスにおける配慮の推進

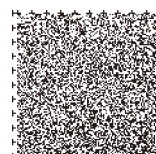




施策

●は重点施策

- 61 訪問系サービスの確保 62 介護サービスの充実 63 ショートステイの整備
 64 日中一時支援事業の充実 65 生活サポート事業の充実 66 緊急時の相談・対応の充実
 67 補装具の交付 68 日常生活用具の給付・貸与 69 入浴サービスの充実
 70 配食サービスの拡充 71 紙おむつの支給の充実
- 72 ●意思疎通支援事業の充実 73 手話・点字講習会等の開催
- 74 医療費の負担軽減 75 各種手当の充実 76 年金制度の充実
 77 生活資金援助制度の活用 78 各種減額・減免、割引等の情報提供
- 79 ●日中活動サービスの充実 80 精神障害者社会復帰相談事業の充実
 81 生活介護事業の充実 82 就労継続支援B型事業の充実 83 地域活動支援センターの充実
- 84 移動支援事業の充実 85 外出支援サービスの周知 86 スロープ付自動車の貸出し
 87 コミュニティバスの無償化 88 盲導犬・聴導犬・介助犬の普及
- 89 ●グループホームの整備 90 市営住宅の整備 91 民間賃貸住宅への利用補助
 92 住宅改修等の助成・貸付制度の活用促進
- 93 施設入所支援
 94 ●蕨市、川口市、戸田市で構成する南部障害保健福祉圏域での広域的対応を基本とした入所施設の確保の検討
- 95 妊産婦の健康管理の充実 96 乳幼児健康診査事業 97 乳幼児訪問指導事業
 98 各種相談事業の充実
- 99 訪問指導の実施 100 障害のある人の歯科診療制度の活用促進 101 救急医療体制の整備
 102 機能回復訓練の充実
- 103 健康づくりへの普及啓発 104 各種相談事業の充実 105 健康教育の充実
 106 健康診査・がん検診等各種検診の充実 107 こころの健康づくり事業の充実
- 108 療育支援体制の充実 109 児童発達支援センター等療育支援施設の充実
 110 保育園の受け入れ体制の確保 111 幼稚園の受け入れ体制への支援 112 研修の機会の確保
- 113 教育相談室の充実 114 就学相談の充実 115 通級による特別支援教育の充実
 116 特別支援教育のための職員の配置 117 教職員研修の充実 118 学校施設の整備
- 119 交流保育の推進 120 福祉教育・交流教育の推進 121 地域での交流の充実
 122 放課後児童対策の推進 123 障害児支援の充実
- 124 公共建築物の整備 125 公園施設の整備改善 126 安心して歩ける歩道の整備 127 歩道における障害物の除去
 128 ●ノーマライゼーション理念の普及・啓発 129 広報紙等の活用 130 職員等の研修機会の充実 119 交流保育の推進(再掲)
 120 福祉教育・交流教育の推進(再掲) 121 地域での交流の充実(再掲) 131 地域での見守りネットワークづくり
- 132 障害者用駐車場の普及・啓発 133 選挙における投票環境の整備
 134 市の主要な計画に音声コード(SPコード)を添付する
 130 職員等の研修機会の充実(再掲)
 135 差別解消に向けて取り扱い要領の作成
 136 市の主催事業開催時の手話通訳等の派遣



障害福祉計画

7 平成29年度における目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	市の考え方
【目標値】 平成29年度末までの施設入所者数の削減目標数	—	平成29年度末の施設入所者数と、平成25年度末の施設入所者数の差引の目標値。 埼玉県の方針と同様に削減数の目標値は設定しない。(国の目標は4%以上)
【目標値】 平成29年度末までの地域移行者数の目標数	3人	平成25年度末の施設入所者数のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数。 国の指針を踏まえつつ、平成24年度から26年度までの地域移行者数の実績と現に施設入所している人の実情を勘案し目標を6%とする。(国の目標は12%以上)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

市の考え方
平成26年5月15日付障企発第0515第1号の国基本指針の一部改正通知により、当該目標値は都道府県が設定する項目となっており、市において、入院者数や退院者数を把握することが困難であることから、目標値の設定は行わない。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	市の考え方
【目標値】 平成29年度の年間一般就労者数	3人	平成29年度において、福祉施設を退所し、一般就労する人の数。 埼玉県の方針と同様に平成24年度実績の3割以上増。(国の目標は2倍以上)

(4) 就労支援事業の利用者数

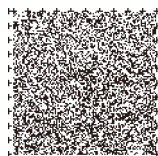
項目	数値	市の考え方
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	23人	平成29年度末の就労移行支援事業利用者数の目標値。 国、埼玉県の方針と同様。

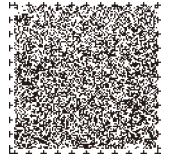
(5) 就労移行率が3割以上の事業所の率

項目	数値	市の考え方
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の率	50%	平成29年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の率の目標値。 国、埼玉県の方針と同様。

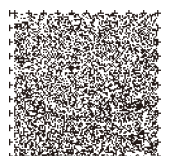
(6) 地域生活支援拠点等の整備

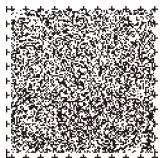
蕨市では地域自立支援協議会で、障害のある人のニーズや既存の福祉サービス等の整備状況を考慮した上で、居住支援機能及び地域支援機能を担う市内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障害のある人の地域生活を支援する面的な体制整備をしていきます。





サービス名	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。			
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、居宅介護などを総合的に行うことや外出時における移動中の介護を行います。			
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援助等の外出支援を行います。	1,706時間 100人	1,849時間 108人	2,003時間 117人
行動援護	知的障害や精神障害のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な援助や外出支援を行います。			
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。			
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	54人 1,188人日	56人 1,232人日	58人 1,276人日
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	10人	10人	10人
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	30人 150人日	33人 165人日	36人 180人日
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	2人 44人日	2人 44人日	2人 44人日
自立訓練（生活訓練）		2人 44人日	2人 44人日	2人 44人日
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	19人 418人日	21人 462人日	23人 506人日
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	7人 154人日	7人 154人日	7人 154人日
就労継続支援（B型）		54人 1,188人日	54人 1,188人日	54人 1,188人日
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助を行います。	43人分	45人分	47人分
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	50人分	51人分	52人分
計画相談支援（サービス等利用計画の作成）	障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成し、サービス開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います。	350人分	380人分	410人分
地域移行支援	障害者施設に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの便宜を供与する事業です。	2人分	2人分	2人分
地域定着支援	地域における単身の障害のある人や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害のある人などに、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などの便宜を供与する事業です。	2人分	2人分	2人分





サービス名	内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	障害のある人や保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整等の支援を行います。	・事業所3か所 ・基幹型相談支援センター実施	・事業所3か所 ・基幹型相談支援センター実施	・事業所3か所 ・基幹型相談支援センター実施
住宅入居等支援事業	賃貸住宅等への入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある人や精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。	1人分	1人分	1人分
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	未実施	実施	実施
手話通訳者派遣事業	意思疎通を図ることに障害がある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行います。	354人 321件	375人 342件	396人 363件
要約筆記奉仕員派遣事業		9人 5件	10人 6件	11人 7件
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。	210人 45件	220人 45件	230人 45件
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人などに対し、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。	1,426件	1,438件	1,450件
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。	34か所 660人分 15,000時間	35か所 670人分 15,200時間	36か所 680人分 15,400時間
地域活動支援センター事業	障害のある人を通所させ創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行います。	10,500人	11,000人	11,500人
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。	1事業	2事業	3事業
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。	未実施	実施	実施
訪問入浴サービス事業	重度の障害により自宅での入浴が困難な人に、自宅へ移動入浴車を派遣し、入浴の介護を行います。	192件	192件	192件
更生訓練費給付事業	自立訓練・就労移行支援事業を利用し、更生訓練を受けている人に、更生訓練費を支給します。	95件	100件	105件
日中一時支援事業	障害のある人の家族の就労支援や、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供します。	60件	63件	65件
社会参加促進事業	自動車運転免許取得・改造助成事業を実施します。	2件	2件	2件
児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。	16人 240人日	17人 255人日	18人 270人日
医療型児童発達支援	上記サービスに併せて上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童の治療を行います。	1人 10人日	1人 10人日	1人 10人日
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。	41人 460人日	44人 494人日	45人 528人日
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活の適応を支援します。	3人 6人日	5人 10人日	7人 14人日

編集・発行

蕨市障害者計画・第4期蕨市障害福祉計画

平成27年3月発行

【編集・発行】蕨市健康福祉部福祉総務課

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

048(432)3200(代表)

